

新型コロナワクチン接種 最新情報

三鷹市新型コロナワクチン接種コールセンター
☎0570-026-567

※接種は強制ではありません。

12～64歳の追加接種(オミクロン株対応ワクチン1回目)は5月7日(日)で一時終了します

令和5年春開始接種の対象者(下記①②)を除き、5月8日(月)～8月31日(木)は接種できません。希望者は5月7日までに接種を受けてください。

集団接種 12歳以上 追加接種(3～5回目)

日 4月28日(金)までの金・土曜日午前9時～正午、午後1時30分～4時30分

所 元気創造プラザ

使用するワクチン

ファイザー社、モデルナ社(いずれもオミクロン株[BA.5]対応型)

予約方法

- 三鷹市ワクチン接種web予約サイト(右記QRコード)
- 市コールセンター☎0570-026-567



個別接種

所申 5月7日までに市内の医療機関(市ホームページ<下記QRコード>参照)へ



今後の接種スケジュール

	12歳以上※1	5～11歳※1
5月7日(日)まで	接種可能(オミクロン株対応ワクチン1回目)	接種可能※2(オミクロン株対応ワクチン1～2回目。個別接種のみ)
5月8日(月)～8月末	下記①②該当者は接種可能(オミクロン株対応ワクチン1～2回目)	
	上記以外の方は接種不可	
9月以降	接種可能	

※1 ワクチンを未接種の方は、期間に関係なく初回接種(1・2回目)ができます。

※2 基礎疾患などがある方は5月8日以降にオミクロン株対応ワクチンを2回目まで接種できます。

令和5年春開始接種(オミクロン株対応ワクチン2回目)が始まります

対象は、初回接種(1・2回目)または追加接種(3～5回目)を終えた①65歳以上の方、②5～64歳の基礎疾患などがある方や医療機関または高齢者・障がい者施設などに従事している方です。接種券が届き次第、予約可能です。

① 65歳以上の方

前回の接種時期に応じて、4月13日から接種券を順次送付しています。なお、令和4年10月～5年2月に市の集団接種会場で接種を受けた方には、市が接種日時と会場、使用するワクチンを指定しています。変更を希望する方は、市のワクチン接種web予約サイトまたはコールセンターへお問い合わせください。
※未使用の接種券をお持ちの方は、お手元の接種券で予約してください。

前回の接種時期	接種券発送日
4年11月11日まで	4月13日 ※送付済み
4年11月12～18日	4月19日(水)
4年11月19～26日	4月26日(水)
4年11月27日以降	5月10日(水)以降

集団接種 12歳以上 追加接種(3回目以降)

日 5月9日(火)～6月22日(木)の火～日曜日午前8時45分～正午、午後1時45分～6時(土・日曜日、祝日は5時まで)

所 元気創造プラザ

使用するワクチン

ファイザー社(オミクロン株[BA.1]対応型)、モデルナ社(オミクロン株[BA.5]対応型)

予約開始日

4月18日(火)午前9時(6月5日(月)以降の接種は4月28日(金)午前9時から)

予約(変更・キャンセル)方法

- 三鷹市ワクチン接種web予約サイト(右記QRコード)
 - 市コールセンター☎0570-026-567(平日午前9時～午後5時)
- ※4月26日(水)正午～28日(金)午前9時は予約できません。



② 5～64歳の基礎疾患などがある方、医療機関や高齢者・障がい者施設などに従事している方

接種券の送付には申請が必要です。受付順に発送しますので、お手元に届くまでに7～10日程度かかる場合があります。

申 電子申請サービス(右記QRコード)または市コールセンター☎0570-026-567へ

※基礎疾患などがある方は、事前にかかりつけ医にご相談ください。



個別接種 5歳以上

日 5月8日(月)以降順次(各医療機関の休診日を除く)

所申 市内の医療機関(市ホームページ<右記QRコード>参照)へ

使用するワクチン

ファイザー社(オミクロン株[BA.5]対応型)

予約開始日

4月17日(月)以降順次

12歳以上



5～11歳



新型コロナウイルス感染症が心配なときの相談窓口

☎健康推進課☎0422-24-8050

発熱などの症状がある場合は、**東京都発熱相談センター**

☎03-5320-4411・☎03-5320-4551・☎03-5320-4592・☎03-6258-5780

(いずれも毎日24時間受付)へご相談ください。

三鷹市に転入した方へ

転入前に新型コロナワクチンの接種を受け、次回の接種券の送付を希望する方は申請が必要です。

(国内)



(海外)



①国民健康保険・②後期高齢者医療制度の改正

☎保険課①☎0422-29-9216、②☎0422-29-9219

令和5年度から各制度の基準額や給付額などを変更し、保険料(料)軽減の対象世帯を拡充しました。

◆軽減判定所得基準額

軽減率	変更前(令和4年度)	変更後(5年度)
7割	43万円+10万円×(給与所得者等(※1)の数-1)以下	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下
5割	43万円+28.5万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者(※2)数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	43万円+29万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下
2割	43万円+52万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者(※2)数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	43万円+53.5万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下

※1 給与所得または公的年金などの所得がある方。

※2 国民健康保険から後期高齢者医療の被保険者に移行した方。後期高齢者医療制度の場合、(被保険者数+特定同一世帯所属者数)は「被保険者数」となります。

出産育児一時金が50万円に増額

☎保険課☎0422-29-9215

三鷹市国民健康保険の被保険者が出産した場合に、出産育児金が支給されます。令和5年4月1日以降の出産分の支給額が42万円から50万円に変更になりました。

